

## 鶴岡市立荘内病院経営改善支援業務委託仕様書

### 1 業務名

鶴岡市立荘内病院経営改善支援業務委託

### 2 業務目的

鶴岡市立荘内病院経営改善支援業務委託（以下「本業務」という。）は、鶴岡市立荘内病院（以下「当院」という。）における增收策及び費用削減策の検討・実行支援などにより収支改善の実現を図ることを目的とする。

### 3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日

### 4 履行場所

山形県鶴岡市泉町4番20号 鶴岡市立荘内病院

### 5 業務委託料の支払い

業務完了後一括払い

### 6 業務内容

- (1) 地域医療支援病院としての当院の責務を踏まえ、地域医療の状況及び地域医療機関との役割分担・連携を考慮した当院の経営改善の検討
- (2) 具体的な経営改善策の提案、効果額試算
- (3) 経営改善の実行支援

最低でも月に2回は来院し、実行支援を行うとともに管理会議等にも出席すること。来院が困難な場合は、双方協議の上、リモートでの実行支援・会議出席も可とする。

### 7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。成果品のデータ形式及び提出方法については、本市と受注者が協議の上、決定する。また、成果品は、本市が使用・公表することができること。

- (1) 「6業務内容」(1) 及び (2) に係る報告・提案書
- (2) 月次、年次の業務実績報告（活動履歴、提案項目、成果など）

### 8 業務履行にあたっての留意事項

- (1) 受託者は、本業務に関連して入手した資料と業務上知り得た情報について、本業務の実施中及び終了後においても秘密保持のため十分な体制・設備により適切に管理し、漏えいや紛失を防止すること。また、本業務目的以外に利用しないこと。
- (2) 成果物及び作成途中の資料については、途中の成果物も含め著作権、版権の全ての権利について本市に帰属する。また、本市の許可なく使用し、または掲載してはならない。
- (3) 受託者は、本市の求める報告書の提出及び監査に隨時応じること。

## 9 再委託

- (1) 受託者は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に本市に対し、再委託先の名称、代表者氏名、その他必要な事項を報告し、法人の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受託者は、業務を第三者に再委託した場合は、当該委託先に対して、本仕様書に定める受託者の義務と同等の義務を負わせるとともに、本市に対して当該委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うものとする。

## 10 その他

- (1) 本業務の遂行に当たって必要な経費は、この仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- (2) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本市と協議を行い、決定することとする。